

「令和5年台風第2号等大雨災害埼玉県義援金」募集要綱

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 趣旨

令和5年6月2日から梅雨前線による大雨及び台風2号により、県内各地で家屋の浸水等の甚大な被害が生じ、草加市、越谷市、松伏町において災害救助法が適用されました。

これを受けて埼玉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に災害義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和5年台風第2号等大雨災害埼玉県義援金

3 受付期間

令和5年6月19日（月）から令和5年9月30日（土）まで

4 義援金の受け入れ口座について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
埼玉りそな銀行	浦和中央支店	普通 5773526	社会福祉法人埼玉県共同募金会
武蔵野銀行	浦和支店	普通 1165758	
埼玉県信用農業協同組合連合会	本店	普通 0016259	
埼玉縣信用金庫	浦和支店	普通 2372749	
川口信用金庫	北浦和支店	普通 0327413	
ゆうちょ銀行		00170-0- 792825	埼玉県共募令和5年台風第2号等 大雨災害義援金

※1 埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行及びりそな銀行本支店の窓口及びATMからの振込手数料は無料となります。

※2 武蔵野銀行

6月21日より同行本支店の窓口から、6月23日よりATMからの振込手数料は無料となります。

一般社団法人全国地方銀行協会会員銀行の窓口からの振込手数料についても、6月21日から9月30日まで無料となります。

※3 埼玉県信用農業協同組合連合会

全国JAの本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※4 埼玉縣信用金庫

同金庫の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※5 川口信用金庫の口座への振込について

同金庫の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※6 ゆうちょ銀行の口座への払込について

同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金は無料となります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、埼玉県へ送金し、埼玉県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和5年台風第2号等大雨災害埼玉県義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

(1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和5年6月19日施行です。

【お問合せ先】

社会福祉法人埼玉県共同募金会

〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

TEL : 048-822-4045 / FAX : 048-824-9819

E-mail : 11@akaihane-saitama.or.jp